

## (8) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

平成31年1月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

### 1 和解の相手方

名古屋市 個人

### 2 和解の要旨

県側の過失割合を7割とし、県は、損害賠償金186,883円を支払うものとするこ  
と。

### 3 事故の概要

#### (1) 事故発生年月日

平成30年10月20日

#### (2) 事故発生場所

鳥取市伏野地内

#### (3) 事故の状況

鳥取県危機管理局危機管理政策課所属の職員が、公務のため普通乗用自動車で片側二車線道路の外側車線を走行中、中央側車線に車線変更した際、右後方の安全確認が不十分であったため、中央側車線を直進していた和解の相手方所有の普通乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。